

(参考①) 新路線申請に関する協議について

地域交通法 第二十七条の十八（道路運送法の特例）

今回の路線新設の申請が該当

4 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通利便増進事業に係るものを除く。以下「認定区域内計画外事業」という。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があった場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあっては、当該認定区域内計画外事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあっては、当該認定区域内計画外事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該認定区域内計画外事業の経営により、当該認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

岡山市地域公共交通利便増進実施計画

8 第二十七条の十五第二項の認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法第九十一条の二第一項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに関し、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針

(9) 地域公共交通利便増進事業に関する留意事項

なお、道路運送法において、国土交通大臣は、一定の新規参入の申請があった場合に当該申請があった旨を関係地方公共団体に通知するものとされているところ、同法に基づく通知を受けた地方公共団体は、当該申請に対する意見を国土交通大臣に提出することができる。当該意見の提出に当たっては、地方公共団体を中心となって地域の関係者と議論し、当該新規参入が利便増進実施計画に与える影響について実証的かつ定量的に明らかにすることが必要である。

■ 宇野自動車(株)が申請した新路線の概要

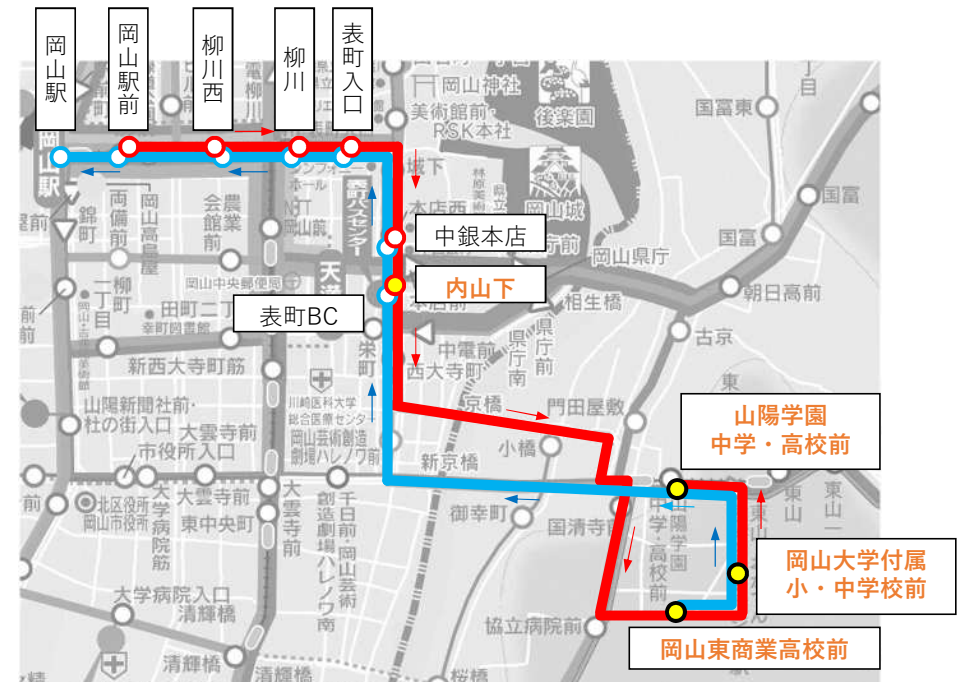
<現在の路線図 (岡山市公共交通マップより)>



宇野バス(宇野自動車株式会社) TEL 086-225-3311 凡例:	
岡電バス(岡山電気軌道株式会社) TEL 086-223-7221 凡例:	
下電バス(下津井電鉄株式会社) TEL 086-231-4331 凡例:	

中鉄バス株式会社 TEL 086-222-6601 凡例:	
備北バス株式会社 TEL 0866-48-9111 凡例:	
岡備バス(岡備ホールディングス株式会社) TEL 086-230-2130 凡例:	

<宇野自動車(株)が申請した新路線>



- 岡山駅前⇒山陽学園中学・高校前
: 1 便 (7:30)
- 岡山東商業高校前⇒岡山駅
: 4 便 (14:45/15:20/16:00/16:30)

- : 宇野自動車(株)の既設バス停
- : 宇野自動車(株)の新設バス停